

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」と
「地域づくり活動支援指針」等との関係について

1 地域づくり活動支援指針

県民のパートナーシップによる自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」のさらなる広がりに向けて、県としての基本的な支援の考え方を明らかにするもの
【「県民の参画と協働の推進に関する条例」第 6 条第 2 項に基づき策定】

- * 上記条例は、県政の各分野を横断して参画と協働の基本理念としくみを定める「基本条例」
- * 「地域づくり活動」は、「県民ボランティア活動」を含むより広い概念

2 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針

今後の成熟社会において、本格的なボランティアセクターを社会の中に確立するため、行政と NPO 等との関係やボランティアセクターを支援する具体的な施策展開等についてその拠り所となる基本的な考え方を示したもの
【「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」第 6 条第 1 項に基づき策定】

- * 上記条例は、参画と協働の理念のもとで、ボランティアセクターの形成支援を定める「個別条例」

【県民生活審議会と上記 2 条例（計画・指針等含む）の関係イメージ】

